

# ICT活用工事に係る実施要領の改定概要

## 1. ICT活用工事各実施要領の主な改定点 (R2.12.24付け2企技第1029号土木部長通知、R3.1.1以降起工の工事に適用)

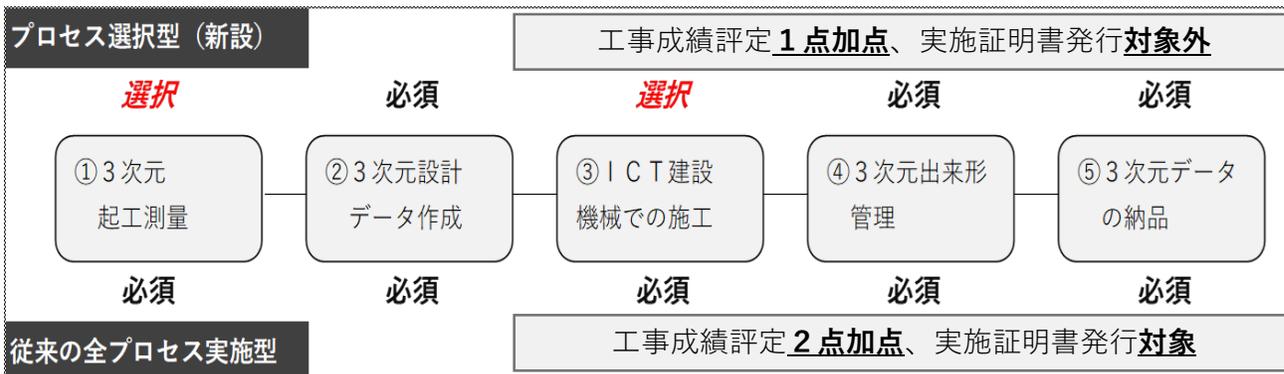
### 1) 発注者指定型の導入

ICT活用工事種別	金額規模 (目安)	施工規模 (目安)	備考
ICT土工	予定価格1億円以上	10,000m <sup>3</sup> 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者は、現場条件等を踏まえ、生産性の向上と確実な履行が可能な現場を選定し発注する。</li> <li>発注者の責めに寄らず、5つのプロセスの一部が実施されない場合は、工事成績標定において減点の対象となります。</li> </ul>
ICT舗装工	予定価格1億円以上	5,000m <sup>2</sup> 以上	
ICT浚渫工 (港湾)	予定価格1億円以上	設定無し (現場条件に応じて発注者が適宜判断する。)	

#### <導入目的>

ICT活用工事の更なる活用拡大を図るため、工事現場条件等からICT活用工事を実施することが生産性の向上に繋がり、かつ確実な履行が認められると発注者が判断した場合に、当該工事を発注する時点でICT活用工事の実施を義務づける「発注者指定型 ※」を導入するもの。 ※金額及び施工規模 (目安) の両方を満たす必要がある。

### 2) プロセス選択型の導入 (R3.1.1以前に起工した工事のうち、ICT活用工事の実施協議が未了の工事は、実施型式を選択することが可能)



#### <導入目的>

ICT活用工事の更なる活用拡大による生産性の向上を図るため、従来の5つのプロセスを**必須とせず、工事現場の条件や施工者の実情に合わせて、プロセスの一部にICT活用を認める「ICT活用工事プロセス選択型」を導入するもの。**

## 1. ICT活用工事各実施要領の主な改定点 (R2.12.24付け2企技第1029号土木部長通知、R3.1.1以降起工の工事に適用)

### 3) ICT土工に「付帯構造物設置工」、「法面工（吹付工、吹付法砕工）」を追加



### ○重要!

現場吹付法砕工等を単独で発注する工事の場合、  
土工の対象工事とはせず、プロセス選択型のICT活用工事として実施することが可能です。

### 4) その他

○上記3)の適用工種の追加に伴い、施工管理、監督、検査に適用する基準類を再整理し、当実施要領の別添資料として整理

○最新の積算基準等の内容を各要領に反映